

利用者負担額の見直しについて

1 今回の見直しについての考え方

利用者負担は、公定価格を構成する教育・保育を提供するにあたって通常必要となる人件費、事業費、管理費等の全部または一部を保護者に負担していただくもので、国が定める水準を限度として市町村が定めるものである。

平成 27 年 4 月 1 日現在の西東京市の認可保育所における利用者負担の調定状況から推計すると、利用者負担額の国基準徴収額に対する割合は平成 25 年度の 50.3%から平成 27 年度は 46.4%へ減少していると想定される。

これまで、市は認可保育所における国基準を上回る保育内容を提供するため、多額の一般財源を運営費に投入し維持継続してきたところであるが、子ども・子育て支援新制度における保育の量の拡充と質の確保を推進するためには、更なる負担をしなければならず、市の財政に与える影響は一層増大することとなる。このため、今後の保育事業の継続性、認可保育所以外の施設や在宅で子育てをしている世帯との公平性を考慮し、将来的には国が想定している利用者負担（国基準徴収額の 100%）を負担していただきたいと考えるが、市全体の事業計画、市民負担、他市との比較等を考慮し、今回の改定率はおおむね 20%、国基準徴収額の 55.7%程度と設定したい。

なお、事業継続のための財政負担の課題のほか、今後の待機児童対策の進捗状況、公定価格における保育の質の向上などによる財政負担の増大、新制度の実施による想定との差などの検討要素が想定されるため、市の財政に与える影響等を点検し、定期的な見直しを図る必要がある。

2 改定にあたっての見直し事項

階層区分の見直し（D階層を 14 区分から 23 区分へ変更）

- ①国基準に合わせた階層の区割り
- ②現状の階層をなるべく維持しつつ、階層間の均衡を図る
- ③最高階層を新たに設定
- ④1号認定の実質負担額が2号認定の利用者負担額を超える階層の解消

3 改定案

（単位：%、千円）

公定価格 に対する 負担割合	上昇率	認可保育所の利用者負担（保護者負担分）				利用者負担に 対する割合	利用者負担に係る 市負担分	
		総額	増加額	一人あたり(円)			減少額	
				平均月額	増加額			
28.2	20.0	769,367	128,471	22,647	3,782	55.7	610,873	△ 128,471
23.5	—	640,896	—	18,865	—	46.4	739,344	—

階層別改定額の影響（月額）（詳細は別紙階層表案参照）

3号認定 B2 500円 ～ D23 27,200円 2号認定 B2 300円 ～ D23 8,200円

※①改定案における増加額には、短時間認定及び軽減による減額要素は加味していない。

②短時間認定の利用者負担は、従来どおり標準時間認定の 98.3%とする。

改定案に基づく階層区分別人数

階層案	階層別人数	3号					2号				
		合計 人数	1子		2子		合計 人数	1子		2子	
			人数	想定額	人数	想定額		人数	想定額	人数	想定額
A	54	7	3	0	4	0	47	44	0	3	0
B1	114	35	26	0	9	0	79	70	0	9	0
B2	88	32	20	2,600	12	1,300	56	49	1,700	7	850
C	21	10	6	6,000	4	3,000	11	9	4,800	2	2,400
D1	87	30	28	8,400	2	4,200	57	55	7,200	2	3,600
D2	25	8	5	14,200	3	7,100	17	17	10,800		5,400
D3	117	55	37	18,000	18	9,000	62	59	15,000	3	7,500
D4	106	51	39	22,000	12	11,000	55	51	16,000	4	8,000
D5	125	55	40	25,200	15	12,600	70	66	18,000	4	9,000
D6	122	58	46	27,400	12	13,700	64	60	19,200	4	9,600
D7	158	78	60	29,400	18	14,700	80	75	20,400	5	10,200
D8	182	86	59	31,600	27	15,800	96	93	21,200	3	10,600
D9	212	87	58	33,600	29	16,800	125	114	22,200	11	11,100
D10	184	73	53	35,000	20	17,500	111	105	22,800	6	11,400
D11	168	65	43	36,400	22	18,200	103	101	23,400	2	11,700
D12	156	60	32	37,800	28	18,900	96	92	24,000	4	12,000
D13	123	47	31	40,200	16	20,100	76	68	24,600	8	12,300
D14	102	46	34	42,600	12	21,300	56	53	25,200	3	12,600
D15	91	39	19	45,000	20	22,500	52	50	25,800	2	12,900
D16	151	46	31	47,400	15	23,700	105	101	26,600	4	13,300
D17	115	37	20	51,600	17	25,800	78	77	27,400	1	13,700
D18	58	20	15	55,200	5	27,600	38	36	28,200	2	14,100
D19	48	15	11	58,800	4	29,400	33	30	29,000	3	14,500
D20	45	13	7	62,400	6	31,200	32	30	29,800	2	14,900
D21	35	6	5	66,000	1	33,000	29	28	30,600	1	15,300
D22	29	5	3	69,600	2	34,800	24	20	31,400	4	15,700
D23	97	26	14	73,200	12	36,600	71	67	32,200	4	16,100
計	2,813	1,090	745		345		1,723	1,620		103	

※第3子以上の人数(18人)は含まない